

桃山体育王国スポーツクラブ役員等の給与等に関する規程

平成20年4月1日
規程 第 2 号

(総則)

第1条 この規程は、桃山体育王国スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)規約第14条の規定に基づき、クラブ役員等の給与等について必要な事項を定める。

(役員等の給与)

第2条 役員等の給与は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 無償 |
| (2) 副会長 | 無償 |
| (3) 運営委員 | 無償 |
| (4) 会計 | 無償 |
| (5) 監事 | 無償 |
| (6) 顧問・参与 | 無償 |

2 クラブマネージャー等の給与は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 正マネージャー | 時給 1,250円 |
| (2) 副マネージャー | 時給 900円 |

(役員等の謝金)

第3条 役員が、クラブ事業について事業活動エリア外から依頼され講演、シンポジウム等を行う場合の謝金の取り扱いは次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 役員名でなく個人に依頼された場合 | 個人の所得とする |
| (2) 役員名で依頼され謝金に交通費を含む場合 | 個人の所得とする |
| (3) 役員名で依頼され謝金に交通費を含まない場合 | 個人の所得とする |

2 前項各号に該当しないものについては運営委員会で審議し定める。

(役員等の費用弁償)

第4条 クラブ事業の実施に伴う役員等の費用弁償はおこなわない。

ただし、クラブから派遣する研修会及び講習会への参加については、公共交通機関の実費相当分を費用弁償するものとする。

2 役員が、クラブ事業について事業活動エリア外から依頼され講演、シンポジウム等を行う場合の費用弁償については依頼先から支給されるとおりとする。

(臨時雇い賃金)

第5条 事業の運営のためやむを得ない場合はクラブ会員以外の者を一時的に雇用することができる。

2 臨時雇い賃金は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 会場整理員 | 時給 850円 |
| (2) 調査データ等集計員 | 時給 850円 |

(ボランティア会員の賃金、費用弁償)

第6条 ボランティア会員の事業運営協力に伴う賃金は無償とする。

2 ボランティア会員の事業運営協力に伴う費用弁償はおこなわない。

附 則

この規程は平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年 4月 1日から施行する。